

土地区画整理法

1. 案内情報

手 続 名：土地区画整理区域内における建築行為等に関する許可手続

手 続 根 拠：土地区画整理法第76条第1項

手 続 対 象 者：土地区画整理事業施行区域内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は重量5トンを超える物件の設置若しくはたい積を行おうとする者

提 出 時 期：組合設立認可の公告、事業計画決定の公告等のあった日後、換地処分の公告がある日までの期間において、上記の行為を行おうとするとき

提 出 方 法：
手 数 料：
添付書類・部数：
申 請 書 様 式：
記載要領・記載例：

} 都道府県知事等が定める方法により許可申請を行う

2. 窓口情報

提 出 先：都道府県等の区画整理担当課

受 付 時 間：都道府県等の区画整理担当課にお問い合わせ下さい

相 談 窓 口：同上

3. 手続情報

審 査 基 準：土地区画整理法第76条、土地区画整理法施行令第70条

標 準 処 理 期 間：都道府県等の区画整理担当課にお問い合わせ下さい

不 服 申 立 方 法：行政不服審査法の規定による